

説明書

委託業務名	玄海原子力発電所に関する広報物制作業務委託
履行期間	契約締結の日から令和7年7月18日（金）まで
契約上限額	2,953千円（消費税及び地方消費税を含む）
説明会	令和7年3月19日（水）午後1時30分から
仕様書等に対する質問書提出期限	令和7年3月26日（水）正午まで
参加申込書兼参加資格確認申請書提出期限	令和7年3月26日（水）午後3時まで
提案書提出期限	令和7年4月10日（木）午後5時まで
審査会（予定）	令和7年4月14日（月）午後1時30分から
最優秀提案者の決定（予定）	令和7年4月16日（水）

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 企画競争参加申込書兼参加資格確認申請書（様式第2号） 1部
- イ 誓約書（様式第3号） 1部
- ウ 業務実績書（様式第4号） 1部
- エ 会社概要（パンフレットで可） 1部

(2) 申込書等の提出は、持参又は郵送による。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、電子メール又はファックスにより提出すること。なお、電話や来訪等による口頭での質問は受け付けない。

(2) 令和7年3月26日（水）（予定）までに、質問者に対し、電子メールにより回答する。また、必要に応じ、参加者全員に回答する。

(3) 業務委託仕様書等については、別紙のとおり。

(4) 年表等の参考資料は、県ホームページに掲載。（「佐賀県の原子力発電」で検索）

3 提案書及び添付資料

(1) 提出書類

- ア 提案書（様式第5号） 6部
- イ 提案資料（様式任意） 6部
- ウ 見積書（様式任意） 6部（原本1部、コピー5部）

※注意事項

・提出書類はA4（ホッチキス留め。図表等については、A3版の折込みも可）とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。

・業務の実施方針及び内容とともに、実施スケジュール案及び業務体制表について記

載すること。

・業務の実施内容に関しては、「業務委託仕様書」において委託業務内容に掲げる項目毎に分かりやすく記載すること。

・ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページに印字すること。

・見積価格（消費税及び地方消費税額を含む金額）とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

・「佐賀県 県民環境部 原子力安全対策課長」あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。

(2) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

(3) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(4) 提出は持参又は郵送による。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(5) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

4 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、審査員にて協議の上、最優秀提案者を決定する。

(4) 企画競争参加者が1者のみの場合でも、その者が最低基準点を満たしている場合には、その者を最優秀提案者とする。

(5) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

5 契約書について

(1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から7日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

6 留意点

(1) 提出された資料は返却しない。

(2) 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。

- (4) 企画に際しては、委託事業者として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (5) 本企画コンペの質問は、9の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。
- (6) 当該企画コンペ参加資格確認申請書を提出した後に辞退する場合は、速やかに9の問い合わせ先まで連絡するとともに、辞退届（様式第6号）を提出すること。

7 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示10の（1）に定めるとおり

8 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 業務委託仕様書
- (3) 様式第1号～様式第6号
- (4) 評価基準
- (5) 契約書（案）

9 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県 県民環境部 原子力安全対策課
TEL：0952-25-7081 FAX：0952-25-7269
メール：genshiryokuanzentaisaku@pref.saga.lg.jp

※この募集に伴い収集した個人情報、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。